



制度〈基本〉

運用・商品〈基本〉

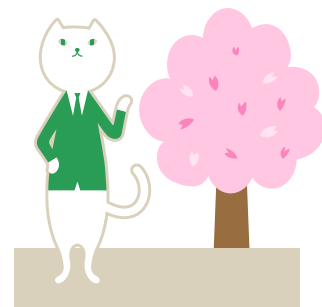
運用・商品〈実践〉

その他

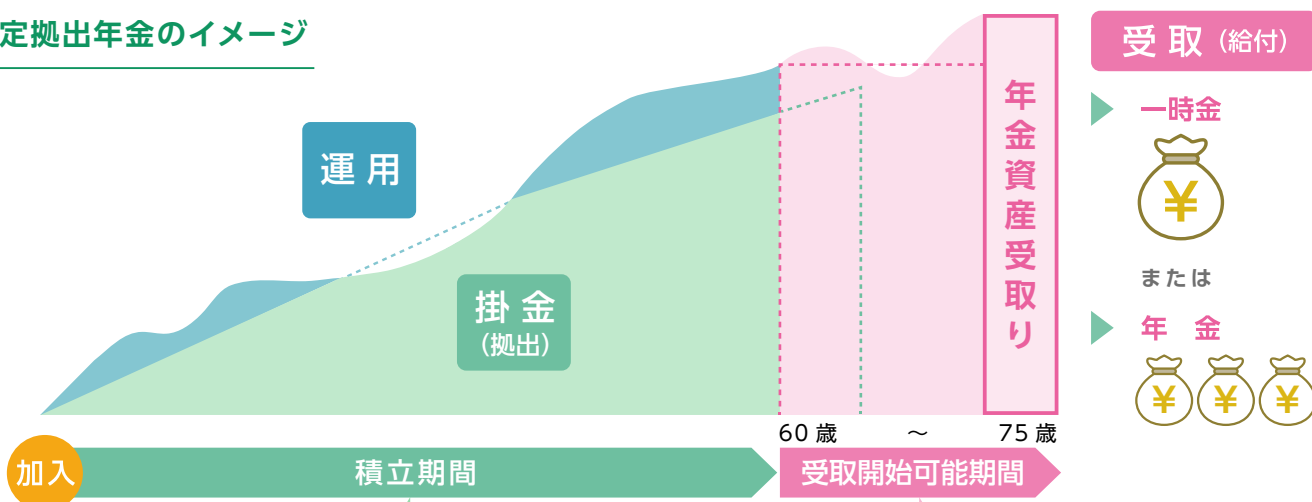
確定拠出年金は法改正でどう変わる? (その1)

確定拠出年金は、「掛金」をご自身で「運用」しながら積立て、原則60歳以降に「受取る」仕組みの制度です。

今年(2022年)4月以降、加入者に関する事項についての法改正が続きます。今月から、法改正で変わる確定拠出年金制度の内容を施行順に確認していきましょう。



確定拠出年金のイメージ



積立期間(加入者の期間)が変わります

企業型では、掛金は60歳以降(会社毎に規約に定める60歳~65歳までの各年齢)の資格喪失年齢まで掛けることができます。

来月5月からは、法改正により、この上限年齢が引上げられ、規約に定めれば、原則70歳まで加入者となることが可能になります。

iDeCoでは、掛金を掛けられるのは60歳までですが、来月5月からは、法改正により、国民年金に任意加入している場合や、会社員や公務員等の国民年金の第2号被保険者であれば、原則65歳になるまで掛金を掛けられるようになります。

受取開始時期の範囲が広がりました

受取りは60歳(または規約に定める資格喪失年齢)以降ですが、その年齢になってもすぐに受取らずに、運用を続けることも可能です。今年(2022年)4月から、法改正により、受取開始年齢の上限は70歳から75歳に引上げられました。受取時期は、60歳(または規約に定める資格喪失年齢)~75歳になるまでの間でご自身で好きなタイミングで決めることができます。

コラム

60歳以降の確定拠出年金について選択肢が広がります

法改正により、60歳以降確定拠出年金をどうするか、掛金を掛けられる可能性や受取時期の選択肢が広がります。「すぐわかる・よくわかるチャンネル」の『かしこい受取り方』もご参考に、ご自身のライフプランに合わせて考えていきましょう。



4月から

『かしこい受取り方』のページ
ができました。

「すぐわかる・よくわかるチャンネル」に新たなページが加わりました。
『かしこい受取り方』ページでは、ご自身に合った最適な受取り方の診断ができます。

<https://www.resona-tb.co.jp/401k/pop/channel/kashikoi/>



2022年4月発行

りそな銀行 年金業務部 確定拠出年金室
〒540-8607 大阪市中央区備後町2-2-1

本レターに関するお問合せ先

りそな銀行 確定拠出年金コールセンター
☎ 0120-401-987+ [2#]

※海外からは国際フリーダイヤルをご利用ください。

本レターの無断引用・転載はお断りします。